

北播磨総合医療センター企業団職員の訓告等に関する規程

〔令和4年2月7日〕
〔企業管理規程第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、職員による非違行為（違法行為その他職員としてふさわしくない非行をいう。以下同じ。）に対する訓告及び嚴重注意（以下「訓告等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(訓告等)

第2条 訓告等は、職員の非違行為が懲戒処分（北播磨総合医療センター企業団職員の懲戒処分の基準に関する規程に規定する懲戒処分をいう。）を行うまでに至らないとされた場合に、当該職員に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、サービスを厳正に保持するため、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。

2 非違行為が、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。

3 非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らなくても、必要と認められる場合には、嚴重注意を行うものとする。

(訓告等の方法)

第3条 訓告等の方法は、当該職員に対しその事由を明記した文書を交付することにより行うものとする。

(訓告等を行う者)

第4条 訓告等は、病院長又は所属長がこれを行う。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。